平成 30 年 2 月 8 日

武力攻撃事態等又は存立危機事態における公権力の行使による道路、港湾施設、海域、飛行場施設又は空域の利用制限

弁護士法人阿部・阪田法律事務所
弁護士　阪　田　裕　一

我が国が武力攻撃事態等又は存立危機事態に至った場合、道路法、道路交通法、国民保護法又は特定公共施設利用法に基づき、国等の機関の公権力の行使により人の道路、港湾施設、海路、飛行場施設又は空路の利用に大きな制限が課される。以下これらについて整理する。

第1.　定義

本稿において用いる用語（法令の略称を含む。）の定義は、当事務所の武力攻撃事態等々に関するいくつかの論稿で用いたもののほか、別紙に記載したところによる。

第2.　道路利用の制限

1. 武力攻撃事態等における道路利用の制限

① 対策本部長は、武力攻撃事態等において、対処措置等の的確且つ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき道路の利用指針、港湾施設の利用指針、海域の利用指針、飛行場施設の利用指針及び空域の利用指針を定めることができる（特定公共施設利用法 12.I、6.I、10.I、13.I、15.I）。それらは武力攻撃事態等の認定が対処基本方針においてなされ対策本部が設置された後（事態対処法 9.II①イ.10.I）に定められる。それには特定の地域における道路、港湾施設若しくは飛行場施設又は特定の海域若しくは空域に関し、特定の者の優先的な利用を確保する必要がある対処措置等の概要及びその期間その他の上記目的のために必要と認められる基本的な事項が定められる（当該指針の内容は、公示により国の安全が害されるおそれのある事項（作戦行動の内容等に関わるもの等）を除き、公示される。）（同条 II、6.II.V、10.II、12.II、13.II、15.II）。ここに「特定の者」とは、対処措置等の実施主体、即ち自衛隊、合衆国軍隊、指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関等のうち、対策本部長がそれらの施設を優先的に利用する必要があると判断した者である（田村重信、高橋憲一、島田和久「日本の防衛法制（第 2 版）」318 頁）。

② 特定公共施設利用法には道路の利用に関し、後述する港湾施設の利用の如く特定の者の優先利用を可能ならしめる規定（同法 7～9）がない。特定の者の優先利用は道路法、国民保護法及び道路交通法の規定により確保される。

③ 特定公共施設利用法上「道路」とは、道路法上のそれ（同法 2.I、3）及び道路運送法上の一般自動車道（同法 2.VIII）その他の一般交通の用に供する道路をいう（特定公共施設利用法 2.VI）。道路法にいう道路は、一般交通の用に供される高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道をいい、それにはトンネル、橋その他

の道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものが含まれる（同法 2.I 3）。道路管理者は道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合、当該危険を防止するため道路の通行を禁止し、制限することができる（同法 46.I）。道路の利用指針に定められる特定の者の優先利用を確保する必要がある対処措置等の実施は、交通の危険をもたらす場合に当ることもあろう。その場合、当該特定の者は他者の通行禁止若しくは制限を通じて、優先利用が可能になる。

④ 都道府県公安委員会は、住民の避難、緊急物資の運送その他の国民の保護のための措置が的確且つ迅速に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、区域又は道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる（国民保護法 155.I.II、災害対策基本法 76.II、76 の 2、76 の 3、76 の 5）。これにより他者の道路利用は制限される。

2. 自衛隊及び合衆国軍隊の活動に伴う道路利用の制限

内閣総理大臣は、武力攻撃事態又は存立危機事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、国会の承認を得て自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる（「防衛出動」）（自衛隊法 76.I、事態対処法 2.②④）。防衛大臣は、事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合、これに対処するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の全部又は一部に対し出動待機命令を発することができる（「防衛出動待機命令」）（自衛隊法 77）。防衛大臣は、武力攻撃事態に対する防衛出動命令が発せられることが予測される場合、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、且つ防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域（展開予定地域）があるときは、内閣総理大臣の承認を得たうえでその範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域内において陣地その他の防御のための施設（「防御施設」）を構築する措置を命令することができる（同法 77 の 2、76.I ①）。

公安委員会は、防衛出動命令が発された場合、自衛隊又は米軍行動関連措置法に基づく合衆国軍隊による我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動が的確且つ円滑に実施されるようにするため緊急の必要があると認めるときは、1.④の例により、自衛隊又は合衆国軍隊の使用する車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる（道路交通法 114 の 5.I.II、災害対策基本法 76.II、76 の 2、76 の 3、76 の 5）。

第3.　港湾施設利用の制限

1. 武力攻撃事態等に至ったときに定立される港湾施設の利用指針に定められた特定の地域の港湾施設の利用制限

(1) 対策本部長の港湾管理者に対する特定の者への港湾施設の優先利用の要請（特定公共施設利用法 7.）により生ずる港湾施設の利用制限

対策本部長は、対処措置等の適時且つ迅速な実施を図る上で特定の者の優先的な

利用を確保することが特に必要であると認めるときは、前出の港湾施設の利用指針に基づき、当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、その全部又は一部を特定の者に優先的に利用させるよう要請することができる（同条）。

港湾管理者がこの要請に応じた場合、一般の港湾施設利用者の利用は制限される。

(2) 内閣総理大臣の港湾管理者に対する（1）の優先利用確保の指示（同法 9.I.）

内閣総理大臣は（1）の要請による所要の利用が確保されない場合（港湾管理者が地域社会等への影響等を慮って要請に応じない場合等）、国民の生命、身体、財産の保護又は武力攻撃の排除のため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ当該港湾管理者に対し当該所要の利用を確保すべき旨を指示することができる（同項）。

これは港湾管理者が（1）の要請に応じなかった場合、内閣総理大臣に要件を加重したうえで、港湾管理者への指示権を与えるものである。指示を受けた港湾管理者はこれに従うべき義務を負う。

(3) 港湾管理者による港湾施設の許可の変更等（同法 8.I.II.、9.II）

① 港湾管理者は（1）（2）により特定の港湾施設を優先利用させる場合、必要があるときは当該港湾施設の利用に係る許可その他の処分を変更し又は取消すことができる（同項）。

これは特定の者の優先利用と矛盾する既に与えた許可等の処分の変更等をする権限を港湾管理者に付与したものである。

② ①により許可等の処分が変更又は取消された場合、港湾管理者は既に停泊中の船舶の移動が必要なときは、その船長その他の運航責任者に船舶の移動を命ずることができる（同項）。

この命令には公法上の強制力がある。船長その他の運航責任者がこれに従わないときには、代執行がなされる（行政代執行法第 2 条）。

(4) 内閣総理大臣の港湾施設の許可の変更等を行わせる権利（同法 9. III.IV）

① 内閣総理大臣は、(2) の指示によってもなお所要の利用が確保されないとき又は（2）の事由がある場合であって緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、国土交通大臣を指揮して（3）①の変更又は取消をさせることができる（同法 9.III）。

② ①により許可等の処分が変更又は取消された場合、必要があるときは、内閣総理大臣は国土交通大臣を指揮し、当該船舶の船長その他の運航責任者に船舶の移動を命じさせることができる（同法 9.IV）

(5) 損失の補償

（3）①又は（4）①により許可等の処分が変更された場合、国はそれによって通常生ずる損失を補償すべき義務を負う（予算措置が講じられる必要があることは別論）（同法 19、同法施行令 2）

2. 武力攻撃事態等における生活関連等施設に当る水深 16m 以上の国際戦略港湾の外貿コ

ンテナ岸壁等並びに同港湾、国際拠点港湾及び重要港湾の水域施設及び係留施設（「生活関連港湾施設」）について講じられる安全の確保に必要な措置から生ずる生活関連港湾施設の利用制限

(1) 安全確保に必要な措置

① 都道府県知事等の管理者に対する生活関連港湾施設の安全確保に必要な措置を講ずべき旨の要請

都道府県知事は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため（「武力攻撃災害発生等の防止のため」）当該都道府県の区域内に所在する生活関連港湾施設について、その安全の確保が特に必要であると認めるときは、それらの管理者に対しその安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができ（国民保護法 102.I）、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長も、それらの安全の確保が緊急に必要であると認めるときはこれらの要請を行うことができる（同条 II）。

② 指定行政機関等の長の生活関連港湾施設の安全確保に必要な措置を講ずべき義務

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長等は、武力攻撃災害発生等の防止のため、国民の保護に関する計画（注）で定めるところにより、その管理に係る生活関連港湾施設について警備の強化その他それらの安全の確保に関し必要な措置を講じねばならない（同条 III）。

③ 内閣総理大臣の生活関連港湾施設及び周辺地域の安全確保に必要な措置を講じさせる権利

内閣総理大臣は武力攻撃災害発生等の防止のため生活関連港湾施設及びその　周辺の地域の安全の確保が特に必要であると認めるときは、対処基本方針に基づき関係大臣を指揮し、それらの施設の安全の確保に関し必要な措置を講じさせることができる（同条 VIII）。

(2) 生活関連港湾施設利用の制限

生活関連港湾施設について（1）①～③によりその安全の確保に必要な措置が講じられたときは、措置の内容が具体的に特定されておらず広範なものにわたりうることと相俟って、船舶及び船舶運航事業者によるそれらの施設の利用に制限が生ずるのは避けられない。

（注）国民の保護に関する計画は、指定行政機関の長が、政府が定める国民の保護に関する基本方針（同法 32.I、II）に基づき作成する。その内容は次のとおりである（同法 33.I、II）。

(ｲ) 当該指定行政機関が実施する国民の保護のための措置の内容及び実施方法に関する事項

(ﾛ) 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項

(ﾊ) 国民の保護のための措置の実施に関する関係機関との連携に関する事項

(ニ) その他、国民の保護のための措置の実施に関し必要な事項

3. 武力攻撃事態等における生活関連港湾施設及びその周辺区域への立入制限

① 都道府県公安委員会又は海上保安部長等は武力攻撃災害発生等の防止のため、都道府県知事の要請を受けたとき又は特に必要があると認めるときは、生活関連港湾施設及びその周辺区域のうち当該施設の安全を確保するため立入を制限する必要があるものを、立入制限区域として指定することができる（国民保護法 102.V）。これは公示される（同条 VI)。この指定がなされた場合、警察官又は海上保安官は特に許可を得た者以外の者に立入制限区域への立入を制限し、禁止し、退去を命ずることができる（同条 VII)。

② 2.（1）③の場合、国家公安委員会は関係都道府県公安委員会に、①の立入制限区域の指定について必要な指示をすることができる（同条 VIII)。

4. 防衛出動を命じられた自衛隊の行動地域の港湾施設の利用制限

(1) 武力攻撃事態に際し防衛出動命令が発せられた当該自衛隊の行動地域においてその任務遂行上必要と認められる場合、都道府県知事は、防衛大臣又は方面総監等（自衛隊法施行令 127）の要請に基づき（緊急を要する時は防衛大臣又は方面総監等が都道府県知事に通知して直接)、港湾の係留施設及びこれに附帯する荷さばき施設、並びに船舶に給油するための施設（同法施行令 129）を管理し、物資の生産等や輸送を業とする者にその取扱物資の保管を命ずることができる（自衛隊法 103.I)。保管命令に違反した者には罰則の定めがある（同法 124)。これらの管理等の結果一般国民のこれらの施設の利用は制約されることとなる。

(2) 防禦施設構築措置命令が発せられた場合には、措置を命ぜられた自衛隊の部隊等は、港湾管理者の許可に代えて予め港湾管理者に通知するだけで、港湾区域等内水域等の占用及び水域施設、外郭施設若しくは係留施設等の建設等をすることができる（同法 115 の 8、港湾法 37.I.III、56 I.III)。

第4. 海域の航行制限

① 武力攻撃事態等においては、海上においても、自衛隊や合衆国軍隊による武力攻撃を排除するための行動が行われる一方、船舶を使用した避難住民や緊急物資の輸送等の国民の保護のための措置も同時に実施されることが想定される。これらの措置がいずれも的確且つ迅速に実施され、且つ、国民の保護のための措置を行う船舶の安全を確保するためには、自衛隊や合衆国軍隊の艦艇と、その他の船舶を地理的に離れた場所に分離する必要がある（前出田村他著 323 頁)。対策本部長は対処措置等の的確且つ迅速な実施を図るため、対処基本方針に基づき、前出の海域の利用指針を定めることができ（特定公共施設利用法 13)、海上保安庁長官は、当該利用指針に基づき、船舶の航行の安全を確保するため、告示により特定の海域に関し範囲又は期間を定めて航行しうる船舶又は時間を制限することができる。緊急の必要があり告示により定めるいとまがないときは、他の適当な方法によることができる

（同法 14）。違反者には罰則が科される（同法 20）。

② 海域の利用指針は、我が国領海のみならず、公海をも対象として定め得るものであるが、海上保安庁長官による航行制限は、船舶に対して一定の義務を課す法的拘束力のある措置であるため、日本船舶に加え外国船舶を含めて措置を講じ得るのは、我が国の主権が及ぶ内水及び領海に限られる（前出田村他著 324 頁）。

第5. 飛行場施設の利用の制限

1. 武力攻撃事態等に至ったときに定立される前出の飛行場施設の利用指針に定められた特定の地域における飛行場施設の利用制限

第 3.1.（1）～（5）に述べたことが、そこで用いられた用語を性質の違いに応じ適切に読替えたうえで妥当する（特定公共施設利用法 10、11、6.II～VIII、7～9）

2. 武力攻撃事態等における生活関連飛行場施設について講じられる安全の確保に必要な措置から生ずる生活関連飛行場施設の利用制限

第 3.2.（1）（2）に述べたことが、そこで用いた用語を性質の違いに応じ適切に読替えたうえで妥当する（国民保護法 102）。

3. 武力攻撃事態等における生活関連飛行場施設及びその周辺地域への立入制限

第 3.3.に述べたことがそこで用いた用語を性質の違いに応じて適切に読替えたうえで妥当する（同法 102.VI.～VIII.）。

4. 防衛出動を命じられた自衛隊の行動地域の飛行場施設の利用制限

飛行場又はその隣接地にある航空機若しくは航空機用機器の整備施設又は航空機に給油するための施設（自衛隊法施行令 129）の管理並びに物資の保管について、第 3.4.（1）に述べたことが妥当する（同法 103.I、124、同法施行令 129）。

第6. 空域の飛行制限

空域についても、第 4.①に述べたのと同じことが言え、海域と同様に、武力攻撃事態等においては、対策本部長は、第 4.と同じ目的のため対処基本方針に基づき、空域の利用指針を定めることができ（特定公共施設利用法 15）、国土交通大臣は、空域の利用指針に基づき、航空機の航行の安全を確保するため、航空機の飛行制限等の航空法の関連規定（同法 80（飛行の禁止区域）、96（航空交通の指示）、99（航空情報の提供））による措置を適切に実施する義務を負う（同法第 16 条）。空域についての平時の国土交通大臣のこれらの権限は武力攻撃事態等においても機能するので、海域と異なり、特段の飛行制限の規定は設けられていない。

以　上

追記　電波についても電波の利用指針に基づく利用調整がなされる（特定公共施設利用法 18）

別紙

定義

1. 「生活関連港湾施設」

「生活関連等施設」（国民保護法 102. I.同法施行令 27⑦⑧）中の次の施設

(1) 港湾については

① 「国際戦略港湾」の外貿コンテナ岸壁等（コンテナ貨物の運送に従事する外国貿易船を専ら係留するための岸壁又は桟橋）であって水深 16m 以上のもの（港湾法 52.I①、同法施行規則 15 の 13.I）

② 「国際戦略港湾」、「国際拠点港湾」又は「重要港湾」の「水域施設」及び「係留施設」（同法同項②、同規則同条 II）

「水域施設」とは

イ　水深及び配置からみて当該港湾において主要と認められる航路

ロ　イの航路とハの泊地とを接続するための航路

ハ　下記の係留施設の機能を確保するための泊地

「係留施設」とは

イ　外国貿易船を係留するための係留施設であって水深 12 メートル以上のもの（①に規定するものを除く。）

ロ　内国貿易船（内国貿易のため本邦内の各地間を往来する船舶をいう。）であってコンテナ船、自動車航送船又はロールオン・ロールオフ船であるものを係留するための係留施設

2. 「生活関連飛行場施設」

「生活関連等施設」中の次の施設

成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港その他の国際、国内航空輸送網の拠点となる 23 の空港（空港法 4.1 各号、同法施行令 1. II 別表第 2）及び 54 の地方管理空港（同法 5. I、同法施行令同条 III 別表第 3）の滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン又は照明施設、当該空港の敷地内の旅客ターミナル施設並びに航空機の離着陸の安全を確保するための航空保安無線施設、航空灯火及び昼間障害標識から成る航空保安施設（同法 6.I、航空法 2.V、同法施行規則 1.）

3. 「国際戦略港湾」「国際拠点港」及び「重要港湾」（港湾法 2.II、同法施行令 1.別表第 1）

(1) 「国際戦略港湾」

長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であって、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるもの。なお港湾法附則 31 及び同法施行令 11 により、国際拠点港湾である名古屋及び四日市が国際戦略港湾とみなされている。

(2) 「国際拠点港湾」

国際戦略港湾以外の港湾であって、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの

(3) 「重要港湾」

国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であって、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの

(4) 国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重点港湾一覧

都道府県	国際戦略港湾	国際拠点港湾	重要港湾
北海道		室蘭、苫小牧	函館、小樽、釧路、留萌、稚内、十勝、石狩湾、紋別、網走、根室
青森			青森、八戸、むつ小川原
岩手			宮古、釜石、大船渡、久慈
宮城		仙台湾	
秋田			秋田船川、能代
山形			酒田
福島			小名浜、相馬
茨城			鹿島、茨城
千葉		千葉	木更津
東京			
東京　神奈川	京浜		
神奈川			横須賀
新潟		新潟	直江津、両津、小木
富山		伏木富山	
石川			七尾、金沢
福井			敦賀
静岡		清水	田子の浦、御前崎
愛知		名古屋	衣浦、三河
三重		四日市	尾鷲、津松阪
京都			舞鶴
大阪	大阪	堺泉北	阪南
兵庫	神戸	姫路	尼崎西宮芦屋、東播磨
和歌山		和歌山下津	日高
鳥取			鳥取
鳥取　島根			堺
島根			浜田、西郷、三隅
岡山		水島	宇野、岡山

広島		広島	尾道糸崎、呉、福山
山口		徳山下松	宇部、岩国、三田尻中関、小野田
山口　福岡		関門	
徳島			徳島小松島、橘
香川			高松、坂出
愛媛			今治、松山、新居浜、宇和島、東予、三島川之江
高知			高知、須崎、宿毛湾
福岡		博多	苅田、三池
佐賀			唐津、伊万里
長崎			長崎、佐世保、福江、厳原、郷ノ浦
熊本			三角、八代、熊本
大分			大分、津久見、別府、佐伯、中津
宮崎			細島、油津、宮崎
鹿児島			鹿児島、名瀬、西之表、志布志、川内
沖縄			運天、那覇、平良、石垣、金武中城

4.　「国際、国内航空輸送網の拠点となる空港」及び「地方管理空港」

(1)　「国際、国内航空輸送網の拠点となる空港」

成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、新千歳空港、旭川空港、稚内空港、釧路空港、帯広空港、函館空港、仙台空港、秋田空港、山形空港、新潟空港、広島空港、山口宇部空港、高松空港、松山空港、高知空港、福岡空港、北九州空港、長崎空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港、那覇空港

(2)　「地方管理空港」

利尻空港、礼文空港、奥尻空港、中標津空港、紋別空港、女満別空港、青森空港、花巻空港、大館能代空港、庄内空港、福島空港、大島空港、新島空港、神津島空港、三宅島空港、八丈島空港、佐渡空港、富山空港、能登空港、福井空港、松本空港、静岡空港、神戸空港、南紀白浜空港、鳥取空港、隠岐空港、出雲空港、石見空港、岡山空港、佐賀空港、対馬空港、小値賀空港、福江空港、上五島空港、壱岐空港、種子島空港、屋久島空港、奄美空港、喜界空港、徳之島空港、沖永良部空港、与論空港、粟国空港、久米島空港、慶良間空港、南大東空港、北大東空港、伊江島空港、宮古空港、下地島空港、多良間空港、新石垣空港、波照間空港、与那国空港

5. 「対処措置等」（特定公共施設利用法 2. II）

(1) 指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が実施する

① 武力行使を排除するために自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

② ①の目的のための自衛隊及び合衆国軍隊（日米安保条約に基づく）等の行動が円滑且つ効果的に行われるための物品、施設又は役務の提供その他の措置

(2) 米軍が日米安保条約に従って実施する（1）①の目的のために必要な行動

(3) 外国軍が実施する自衛隊と協力して（1）①の目的のために必要な行動

(4) 国民の保護のための措置（国民保護法 2. III）

6. 「特定公共施設等」（特定公共施設利用法 2. III）

港湾施設（普通財産である国有財産又は公有財産であるものを除く。）、飛行場施設、道路、海域、空域及び電波

7. 「特定公共施設等」中の「港湾施設」（同法 2. IV）

(1) 港湾区域及び臨港地区内における又は国交大臣が特に認定した次の施設（港湾法 2.V. ①～⑪、VI）

① 水域施設
航路、泊地及び船だまり

② 外郭施設
防波（砂）堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁

③ 係留施設
岸壁、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋、物揚場及び船揚場

④ 臨港交通施設
道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート

⑤ 航行補助施設
航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設

⑥ 荷さばき施設
固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋

⑦ 旅客施設
旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所

⑧ 保管施設
倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

⑨ 船舶役務用施設
船舶のための給水施設、給油施設及び給炭施設（(2) ②の施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設

⑩　港湾情報提供施設
案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設

⑪　港湾公害防止施設
汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設

⑫　廃棄物処理施設
廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（(2) ②の施設を除く。）

⑬　港湾環境整備施設
海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設

⑭　港湾厚生施設
船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設

⑮　港湾管理施設
港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（(2) ③の施設を除く。）

⑯　港湾施設用地
前各号の施設の敷地

(2) 港湾の利用又は管理に必要な次の施設（同法 2.V⑫～⑭）

①　移動式施設
移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設

②　港湾役務提供用移動施設
船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両

③　港湾管理用移動施設
清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設

(3) 「特定公共施設等」中の「飛行場施設」（特定公共施設利用法 2.V、同法施行令 1）4.に掲げる空港及びその他の空港の施設